

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
のときは、そ
の翌日)

◇ 告 示 目 次

健康保険法による保険医療機関の指定
結核予防法による医療機関の指定
土地改良事業計画の適否の決定

〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
土地収用法による土地の立入りの通知
土地の用途廃止

◇ 公 告 告 示

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の
一部改正
道路交通の規制に関する規程の一部改正
職業訓練指導員試験の合格者

告 示

鳥取県告示第八百七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十五年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者名	指定年月日
江原 齒科 医院	西伯郡中山町田中 字荒神の上	齒科	江原 恒雄	昭和四十五年十一月二十三日
上山整形外科医院	鳥取市湖山町中 道一、一二六の七	整形外科、 理学診療科、 外科	上山 奎自	昭和四十五年十一月十六日

鳥取県告示第八百八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十五年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開設者
昭和四十五年十一月十三日	上山整形外科医院	鳥取市湖山町中道一、一二六の七	上山 奎自

鳥取県告示第八百九号

昭和四十五年十月十六日付で羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（長瀬地区農道舗装）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十五年十二月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
東伯郡羽合町大字長瀬一、一三五番地
羽合土地改良区事務所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十号

昭和四十五年十一月十日付で北条町長から申請のあつた土地改良（米里地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十五年十二月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
北条町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十一号

昭和四十五年十一月十日付で北条町長から申請のあつた土地改良（島地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十五年十二月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十二号

昭和四十五年十月一日付で赤碕町長から申請のあつた土地改良（中村地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十三号

昭和四十五年九月一日付で赤碕町長から申請のあつた土地改良（高野地

区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十四号

昭和四十五年九月一日付で赤碕町長から申請のあつた土地改良（国実地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十五号

昭和四十五年九月三十日付で中山町長から申請のあつた土地改良（庄田地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一般国道九号酒の津改良工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市小沢見字牛込

気高郡気高町大字奥沢見字山崎

大字酒の津字道明

字清水谷

字横ノ谷之式

字滝ノ谷

字奥ノ谷

字奥谷西尾

字樽谷東平

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十五年十二月八日から

昭和四十六年三月三十一日まで

五 立入りの目的
土地測量及び物件調査

鳥取県告示第八十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月十八日から用途
廃止した。

昭和四十五年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方メートル)	用途
	倉吉市上井字小淵六八ノ七番地先	一五・六九	水路敷
	六三ノ六番地先	六・〇九	道路敷
	字山田三八ノ六番地先	二七・九二	水路敷
	一四ノ二番地先	四・九四	"
	一六ノ三番地先から 一八ノ三番地先まで	三八・九六	"
	二二ノ一番地先	四五・〇四	道路敷

鳥取県告示第八十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十二月三日から用途
廃止した。

昭和四十五年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方メートル)	用途
	鳥取市津ノ井字井堀二八ノ二番地先から 四〇ノ二番地先まで	五六・六〇	道路敷
	二二八ノ一番地先	一〇九・〇〇	"

鳥取県告示第八十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十二月三日から用途
廃止した。

昭和四十五年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方メートル)	用途
	八頭郡若桜町大字若桜字古寺ノ元九四三ノ二番 地先	一一・八六	水路敷

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号(信号機の設置場
所について)の一部を次のように改正し、昭和四十五年十二月十一日から
施行する。

昭和四十五年十二月八日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

表中

七十六	東伯郡東伯町大字逢束一、二五六番一先交差点(十字路)	押ボタン式
七十六	東伯郡東伯町大字逢束一、二五六番一先交差点(十字路)	押ボタン式
七十七	鳥取市湖山町二、九五六番先交差点(丁字路)	定周期式(多段式)
七十八	鳥取市吉成八二四番一先交差点(四差路)	押ボタン式
七十九	倉吉市巖城八六番先(単路)	押ボタン式

を
に改める。

鳥取県公安委員会告示第六十一号

道路交通の規制に関する規程(昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号)の一部を次のように改正し、昭和四十五年十二月十一日から施行する。

昭和四十五年十二月八日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

別表第二の二中2を削り、3を次のように改める。

2 市道 瑜伽堂 角盤町一丁目
 六〇番一先から 三〇〇 角盤町方向
 横線 紺屋町一六番 三〇〇 から紺屋町 車両
 先までの間 方向 " "

別表第二の二中4から15までを一つずつ繰り上げる。

別表第五の一中166を167とし、149から165までを一つずつ繰り下げ、148を次のように改める。

149 " 二、九五六番先丁字路 三 信号機設置

別表第五の一中147を148とし、122から146までを一つずつ繰り下げ、121の次に122として次のように加える。

122 " 八三四番先 一 モーターとつとり前

別表第十の一中64を削り、65から67までを一つずつ繰り上げる。
 別表第十一の一中79を80とし、38から78までを一つずつ繰り下げ、37を次のように改める。

38 市道火災復興 瓦町五二八番先 三〇 " "

別表第十一の一の36の次に37として次のように加える。

37 市道火災復興 栄町一〇一番先
 興一〇一線 から南町四四六番先までの間のうち鳥取郵便局側
 四五〇 車両(二輪及び自転車) 七時から一九時までを除く。

公 告

昭和45年11月20日に実施した 職業訓練指導員試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和45年12月8日

鳥取県知事 石 破 二 朗

事 務 科 松 浪 弘

電 子 科 古 谷 和 徳

自動車整備科 青 山 泰 陸 石 橋 広 明 小 野 昌 康